

基本計画書

基本計画									
事項	記入欄								備考
計画の区分	大学の収容定員に係る学則変更								
フリガナ設置者	ガッコウホウジン ミスバリガクエン 学校法人 ミスバリ学園								
フリガナ大学の名称	ビューティ&ウェルネスセンモンシヨクダイガク ビューティ&ウェルネス専門職大学								
大学本部の位置	神奈川県横浜市都筑区牛久保3丁目9番3号								
大学の目的	ビューティ&ウェルネス専門職大学は、教育基本法及び学校教育法並びに学校法人ミスバリ学園の教育理念（美しく聡明で品格あるプロフェッショナルの育成）に基づき、質の高い教養教育と実践的な職業教育を施すとともに、心身の美と健康に関する理論と技術を教授研究し、質の高い、幸せで輝く人生を導くことができる専門職人材を養成することを目的とする。								
新設学部等の目的	ビューティ&ウェルネス学部ビューティ&ウェルネス学科は、開学以来、大幅な定員充足の状態であり、入学定員及び収容定員の変更を行うことにより、収容定員充足率の適正化を目指す。								
新設学部等の概要	新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位	学位の分野	開設時期及び開設年次	所在地
	ビューティ&ウェルネス学部 ビューティ&ウェルネス学科 計	年	人	年次人	人	ビューティ&ウェルネス学士（専門職）	保健衛生学関係（看護学関係及びリハビリテーション関係を除く。）	令和7年4月第1年次 令和9年4月第3年次	神奈川県横浜市都筑区牛久保3丁目9番3号
同一設置者内における変更状況（定員の移行、名称の変更等）	令和7年4月 ミス・パリ・ビューティ専門学校 上級エステティック学科 学生募集停止予定 [入学定員] 10→0 (△10) [収容定員] 10→0 (△10)								
教育課程	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数				卒業要件単位数			
		講義	演習	実験・実習	計	単位			
		科目	科目	科目	科目	単位			
新設	学部等の名称	基幹教員					助手	基幹教員以外の教員（助手を除く）	
		教授	准教授	講師	助教	計			
		人	人	人	人	人	人		
設	ビューティ&ウェルネス学部 ビューティ&ウェルネス学科	19 (19)	12 (12)	11 (11)	7 (7)	49 (49)	0 (0)	27 (27)	
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	18 (18)	12 (12)	11 (11)	7 (7)	48 (48)	/	/	
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	小計（a～b）	18 (18)	12 (12)	11 (11)	7 (7)	48 (48)			
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)			
計（a～d）	19 (19)	12 (12)	11 (11)	7 (7)	49 (49)				
分	計	19 (19)	12 (12)	11 (11)	7 (7)	49 (49)	0 (0)	27 (27)	

大学設置基準別表第一に定める基幹教員数の四分の三の数
13人

既設	該当なし		—	—	—	—	—	—	—
			(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
	設	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの		—	—	—	—	—	—
				(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
		b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）		—	—	—	—	—	—
				(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
		小計（a～b）		—	—	—	—	—	—
			(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）		—	—	—	—	—	—	
			(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	
d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）		—	—	—	—	—	—		
		(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)		
分	計（a～d）		—	—	—	—	—	—	
			(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	
計		—	—	—	—	—	—		
		(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)		
合 計		—	—	—	—	—	—		
		(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)		
職 種		専 属		そ の 他		計			
事 務 職 員		21 人 (21)		3 人 (3)		24 人 (24)			
技 術 職 員		1 (1)		3 (3)		4 (4)			
図 書 館 職 員		1 (1)		2 (2)		3 (3)			
そ の 他 の 職 員		0 (0)		0 (0)		0 (0)			
指 導 補 助 者		0 (0)		1 (1)		1 (1)			
計		23 (23)		9 (9)		32 (32)			
校 地 等	区 分		専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用		計		
	校 舎 敷 地		13,676.71㎡	0㎡	0㎡		13,676.71㎡		
	そ の 他		0㎡	0㎡	0㎡		0㎡		
	合 計		13,676.71㎡	0㎡	0㎡		13,676.71㎡		
校 舎		専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用		計			
		11,553.17㎡ (11,553.17㎡)	0㎡ (0㎡)	0㎡ (0㎡)		11,553.17㎡ (11,553.17㎡)			
教 室 ・ 教 員 研 究 室		教 室		室	教 員 研 究 室	室			
図 書 ・ 設 備	新設学部等の名称		図書 〔うち外国書〕		学術雑誌 〔うち外国書〕		機械・器具	標本	
			冊	電子図書 〔うち外国書〕	種	電子ジャーナル 〔うち外国書〕	点	点	
			〔 〕	〔 〕	〔 〕	〔 〕	〔 〕	〔 〕	
	計		〔 〕	〔 〕	〔 〕	〔 〕	〔 〕	〔 〕	
スポーツ施設等		スポーツ施設		講堂		厚生補導施設			
		㎡		㎡		㎡			

経費の見積り及び維持方法の概要	区分	開設前年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	図書購入費には、電子ジャーナル・データベースの整備費（運用コストを含む）を含む。
	教員1人当り研究費等		300千円	300千円	300千円	300千円	—	—	
	共同研究費等		3,000千円	3,000千円	3,000千円	3,000千円	—	—	
	図書購入費	1,570千円	1,615千円	1,663千円	1,713千円	1,766千円	—	—	
	設備購入費	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	—	—	
	学生1人当り納付金		第1年次 1,595千円	第2年次 1,395千円	第3年次 1,395千円	第4年次 1,395千円	第5年次 —千円	第6年次 —千円	
学生納付金以外の維持方法の概要		手数料収入・雑収入等							
既設大学の状況	大学等の名称	ビューティ&ウェルネス専門職大学							
	学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	収容定員充足率	開設年度	所在地
		年	人	年次人	人		倍		
	ビューティ&ウェルネス学部 ビューティ&ウェルネス学科	4	234	6	948	ビューティ&ウェルネス学士(専門職)	0.55	令和5年度	神奈川県横浜市都筑区牛久保3-9-3
	大学等の名称	ミス・パリ・ビューティ専門学校							
	学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	収容定員充足率	開設年度	所在地
		年	人	年次人	人		倍		
	トータルビューティ学科	2	120	—	240	専門士	0.75	平成22年度	東京都豊島区池袋2-23-3
	美容学科	2	80	—	160	専門士	0.71	平成22年度	
	上級エステティック学科	1	10	—	10	—	0.00	平成22年度	
エステティックマスター学科	1	12	—	12	—	0.50	平成22年度		
大学等の名称	ミス・パリ・ビューティ専門学校 大宮校								
学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	収容定員充足率	開設年度	所在地	
	年	人	年次人	人		倍			
トータルビューティ学科	2	80	—	160	専門士	0.71	平成24年度	埼玉県さいたま市大宮区高鼻町1-46	
美容学科	2	79	—	158	専門士	0.88	平成25年度		
附属施設の概要	該当なし								

- (注)
- 1 共同学科の認可の申請及び届出の場合、「計画の区分」、「新設学部等の目的」、「新設学部等の概要」、「教育課程」及び「新設分」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
 - 2 「新設分」及び「既設分」の備考の「大学設置基準別表第一イ」については、専門職大学にあっては「専門職大学設置基準別表第一イ」、短期大学にあっては「短期大学設置基準別表第一イ」、専門職短期大学にあっては「専門職短期大学設置基準別表第一イ」にそれぞれ読み替えて作成すること。
 - 3 「既設分」については、共同学科等に係る数を除いたものとする。
 - 4 私立の大学の学部又は短期大学の学科の収容定員に係る学則の変更の届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「教室・教員研究室」、「図書・設備」及び「スポーツ施設等」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
 - 5 大学等の廃止の認可の申請又は届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「校地等」、「校舎」、「教室・教員研究室」、「図書・設備」、「スポーツ施設等」及び「経費の見積り及び維持方法の概要」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
 - 6 「教育課程」の欄の「実験・実習」には、実技も含むこと。
 - 7 空欄には、「—」又は「該当なし」と記入すること。

学校法人ミスパリ学園 設置認可等に関わる組織の移行表

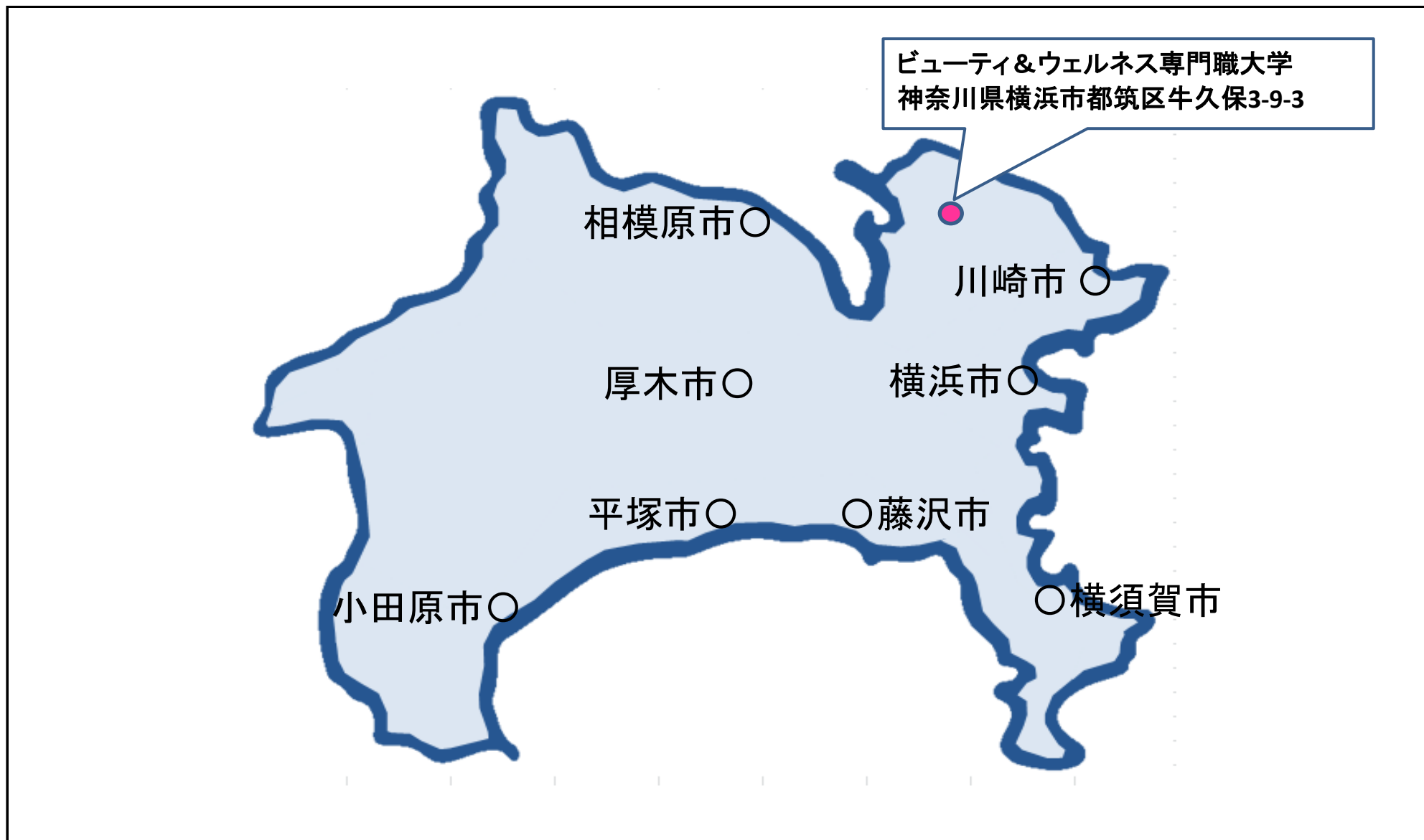
令和6年度
入学 編入学 収容
定員 定員 定員

ビューティ&ウェルネス専門職大学			
ビューティ&ウェルネス学部	3年次		
ビューティ&ウェルネス学科	234	6	948
計	234	6	948
ミス・パリ・ビューティ専門学校			
トータルビューティ学科	120	—	240
美容学科	80	—	160
上級エステティック学科	10	—	10
エステティックマスター学科	12	—	12
計	222	—	422
ミス・パリ・ビューティ専門学校 大宮校			
トータルビューティ学科	80	—	160
美容学科	79	—	158
計	159	—	318

令和7年度
入学 編入学 収容
定員 定員 定員

ビューティ&ウェルネス専門職大学			
ビューティ&ウェルネス学部	3年次		
ビューティ&ウェルネス学科	194	6	788
計	194	6	788
ミス・パリ・ビューティ専門学校			
トータルビューティ学科	120	—	240
美容学科	80	—	160
エステティックマスター学科			
エステティックマスター学科	12	—	12
計	212	—	412
ミス・パリ・ビューティ専門学校 大宮校			
トータルビューティ学科	80	—	160
美容学科	79	—	158
計	159	—	318

■ 都道府県における位置関係の図面（神奈川県横浜市）



■ 最寄駅等からの距離・交通機関

東急・田園都市線：鷺沼駅より

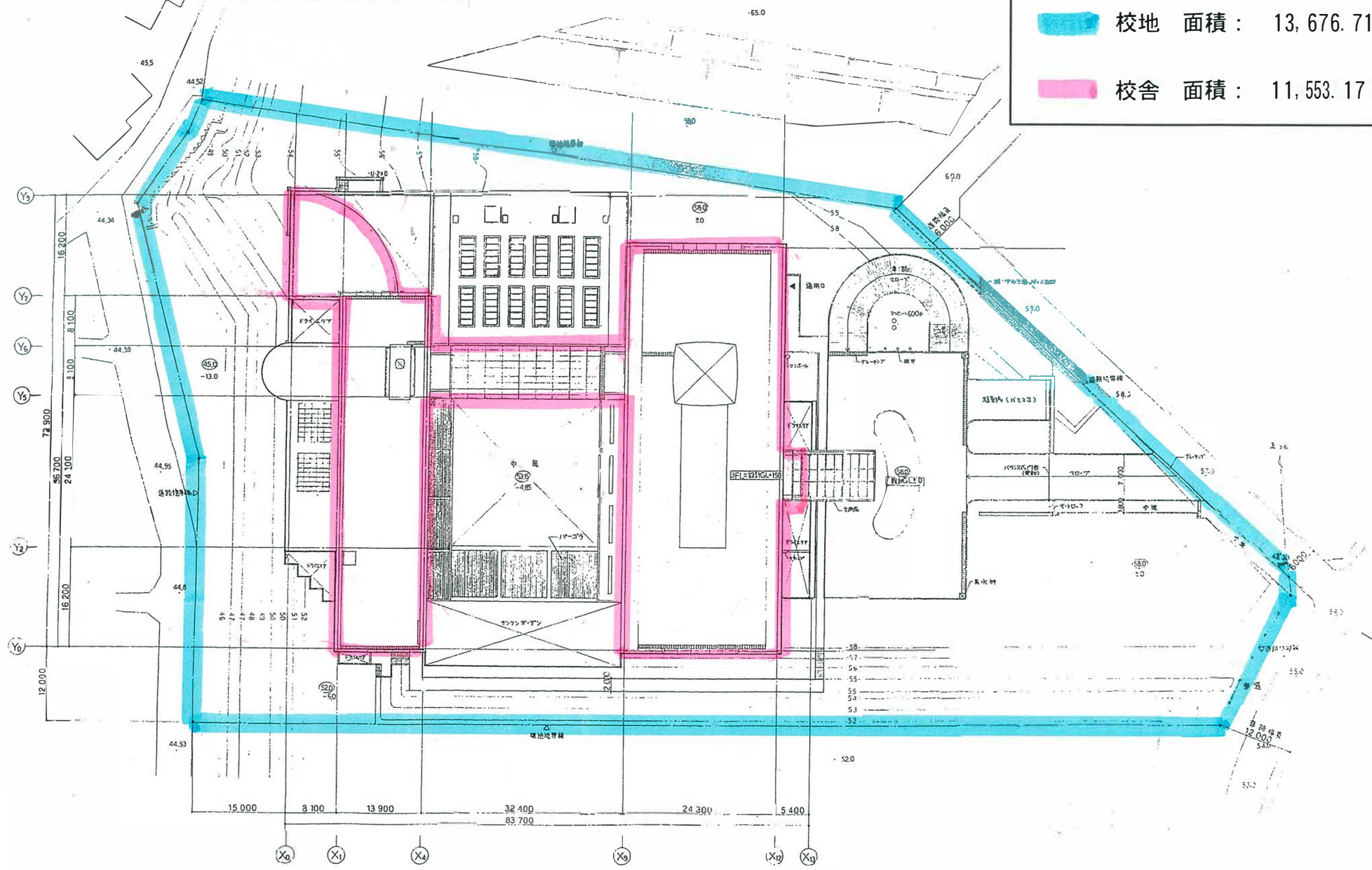
徒歩：1.34km = 約17分



ビューティ&ウェルネス
専門職大学

校舎の配置図

校地 面積 : 13,676.71 m²
 校舎 面積 : 11,553.17 m²



竣工図

91.3.5

1:300 D-10

ビューティ&ウェルネス専門職大学 学則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 ビューティ&ウェルネス専門職大学（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法並びに学校法人ミスパリ学園の教育理念（美しく聡明で品格あるプロフェッショナルの育成）に基づき、質の高い教養教育と実践的な職業教育を施すとともに、心身の美と健康に関する理論と技術を教授研究し、質の高い、幸せで輝く人生を導くことができる専門職人材を養成することを目的とする。

(自己評価)

第2条 本学は、教育研究水準の向上を図るとともに、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価（以下「自己評価」という。）を行う。
2 自己評価に関し必要な事項は、別に定める。

(教育研究情報の公表)

第3条 本学は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知できる方法により、積極的に外部に対して情報を公表する。

(学部・学科及び学生定員)

第4条 本学に、ビューティ&ウェルネス学部を置く。
2 前項に規定する学部を設置する学科・学生定員は、次のとおりとする。

学部・学科	入学定員	編入学定員 (3年次)	収容定員
ビューティ&ウェルネス学部 ビューティ&ウェルネス学科	194人	6人	788人

3 前項に規定する学部・学科の教育目的は、次のとおりとする。
ビューティ&ウェルネス学科は、高度な専門知識、洗練された技術、そしてホスピタリティ能力を併せ持ち、人々が健康でQOLの高い人生を送ることへの貢献を志向するセラピスト、実業人として、差し迫る超高齢社会の到来や産業構造の急激な変化に起因する人々の心身の問題を真に理解し、これら諸問題を解決するための中核的な役割を担うとともに、ビューティ&ウェルネス産業に関する新しい価値を創造することができる人材を養成することを教育目的とする。

(附属図書館)

第5条 本学に、附属図書館を置く。
2 附属図書館に関し必要な事項は、別に定める。

(附置研究組織)

第6条 本学に、附置研究組織を置くことができる。

2 附置研究組織に関し必要な事項は、別に定める。

第2章 運営組織

(教職員)

第7条 本学に、学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員その他必要な職員を置く。

2 本学に、副学長を置くことができる。

3 本学に、学生部長を置き、教授をもって充てる。

4 本学に、図書館長を置き、教授をもって充てる。

5 本学に、学部長を置き、教授をもって充てる。

6 本学に、学科長を置くことができる。

7 本学に、大学監査室を設置し、監査室長を置く。

(学長等の職務)

第8条 学長は、本学の校務をつかさどり、教職員を統括する。

2 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

3 学生部長は、学生生活の支援に関する事務をつかさどる。

4 図書館長は、附属図書館に関する事務をつかさどる。

5 学部長は、学部の事務をつかさどる。

6 学科長は、学科の事務をつかさどる。

7 監査室長は、学長の命を受け、当該監査室の業務を処理する。

(名誉教授)

第9条 本学に、名誉教授を置くことができる。

2 名誉教授に関し必要な事項は、別に定める。

(客員教員)

第10条 本学に、客員教授及び客員准教授を置くことができる。

2 客員教員に関し必要な事項は、別に定める。

(特任教員)

第11条 本学に、特任教授、特任准教授、特任講師及び特任助教を置くことができる。

2 特任教員に関し必要な事項は、別に定める。

第3章 教授会等

(教授会)

第12条 本学に、教授会を置く。

2 教授会は、学長、副学長、教授、准教授、講師及び助教をもって組織する。ただし、学長が必要と認めたときは、その他の教職員を加えることができる。

3 教授会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 学生の入学、休学、復学、留学、転学、退学、除籍、卒業及び賞罰に関する事項
- (2) 教育課程及び履修に関する事項
- (3) 研究計画に関する事項
- (4) 学生の厚生補導に関する事項
- (5) 教員選考に関する事項
- (6) 学則その他学内諸規定に関する事項
- (7) 学長の諮問した事項
- (8) その他本学の教育及び研究に関する重要な事項

4 教授会に関し必要な事項は、別に定める。

(委員会)

第13条 本学に、大学運営に必要な委員会を置くことができる。

2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(運営会議)

第14条 本学に、適正で効率的な大学運営を図るため、運営会議を置く。

2 運営会議は、学長、副学長、学生部長、附属図書館長、学部長をもって組織する。ただし、学長が必要と認めたときは、その他の教職員を加えることができる。

3 運営会議は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 本学の事業計画に関する事項
- (2) 教授会への提出議題に関する事
- (3) その他、本学の運営に関する重要事項

4 運営会議に関し必要な事項は、別に定める。

(教育課程連携協議会)

第15条 本学に、産業界及び地域社会との連携による教育課程の開設・編成・実施に関する基本的な事項やその実施状況の評価に関する事項を審議することを目的として、教育課程連携協議会を置く。

2 教育課程連携協議会に関し必要な事項は、別に定める。

第4章 事務組織

(事務局)

第16条 本学に、事務局を置き、その事務を分掌させるため、次の各号に掲げる課を置く。

- (1) 学長室
- (2) 学務・キャリア支援課

(3) 総務課

(4) 入試課

(5) 研究協力・産学連携課

2 学長室のもとに、教学企画室を置く。

3 事務局に関し必要な事項は、別に定める。

第5章 学年、学期及び休業日

(学年及び学期)

第17条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学年は前期と後期の2学期に分け、期間については、当該年度の学年暦において定める。

(休業日)

第18条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178条）に規定する休日

(3) 創立記念日

(4) 春季休業日

(5) 夏季休業日

(6) 冬季休業日

2 前項第4号、第5号及び第6号については、当該年度の学年暦において定める。

3 学長は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、特別の必要のあるときは、臨時に休業日を設け、又は休業日を変更、もしくは休業日に授業を行うことができる。

第6章 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第19条 本学の修業年限は、4年とする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第19条の2 本学に在学する学生から、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを希望する旨、申出があったときは、審査の上、その計画的な履修を認めることができる。

2 前項の修業年限を超える期間については、4年を超えないものとする。

3 前2項に定めるもののほか、長期にわたる教育課程の履修に関し必要な事項は、別に定める。

(在学年限)

第20条 学生は、8年を超えて在学することができない。ただし、第25条、第26条及び第27条の規定により入学した者は、第28条の規定により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

第7章 入 学

(入学の時期)

第21条 入学の時期は、毎年4月とする。

(入学資格)

第22条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者
- (3) 文部科学大臣の指定した専修学校の高等課程を修了した者
- (4) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (5) 文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達した者

(入学志願手続)

第23条 本学に入学を志願する者は、本学所定の入学願書に選考料を添えて学長に提出しなければならない。提出の時期、方法、提出すべき書類等については、別に定める。

(入学者の選考及び入学許可)

第24条 前条の入学志願者に対しては、別に定めるところにより、選考を行う。

- 2 前項に規定する選考に合格した者は、本学所定の書類に入学金を添えて、指定された期間内に学長に提出しなければならない。
- 3 学長は、前項の手続を完了した者に入学を許可する。

(編入学)

第25条 学長は、次の各号のいずれかに該当する者で、本学への編入学を志願する者があるときは、選考の上、教授会の議を経て、第3年次への入学を許可することができる。

- (1) 大学を卒業し、又は2年以上在籍し、所定の単位を修得した者
- (2) 短期大学を卒業した者
- (3) 高等専門学校を卒業した者
- (4) 専修学校の専門課程のうち、文部科学大臣の定める基準をみたすものを修了した者

2 編入学に関し必要な事項は、別に定める。

(再入学)

第26条 学長は、本学を退学した者で再入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、教授会の議を経て、相当年次に入学を許可することができる。

2 再入学に関し必要な事項は、別に定める。

(転入学)

第27条 学長は、他の大学に在籍している者で本学への転入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、教授会の議を経て、相当年次に入学を許可することができる。

2 転入学に関し必要な事項は、別に定める。

(既に履修した授業科目の取り扱い等)

第28条 前3条の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取り扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て、学長が決定する。

第8章 授業科目及び履修方法

(授業科目)

第29条 本学の目的、及び学部学科の教育目的を達成するために必要な授業科目を開設するものとする。

2 授業科目は、基礎科目、職業専門科目、展開科目、総合科目とする。

3 授業科目及び単位数は、別表1のとおりとする。

(履修方法)

第30条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 授業科目は、学長が教育上有意義であると認める場合は、多様なメディアを利用して、授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 履修の方法に関し必要な事項は、別に定める。

(単位の計算方法)

第31条 授業科目の単位数は、1単位45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により算定するものとする。

(1) 講義及び演習は、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技は、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

(3) 1つの授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2つ以上の方法の併用

により行うものについては、その組み合わせに応じて、前2号に規定する基準を考慮して別に定める時間の授業をもって1単位とする。

- (4) 前3号の規定にかかわらず、学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる授業科目については、必要な学修等を考慮して、単位数を別に定めることができる。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第32条 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(単位の授与)

第33条 授業科目を履修した者の当該科目の修了の認定は、実施した試験、出欠状況及びその他の審査等の総合評価によるものとし、合格と認められた学生には、所定の単位を与えるものとする。

- 2 前項の試験及び審査の方法に関し、必要な事項は別に定める。

(成績の評価)

第34条 授業科目の成績の評価は、A、B、C、D及びFをもって表し、A～Dを合格とし、Fを不合格とする。

- 2 前項の評価に関し、必要な事項は別に定める。

(他の大学等における授業科目の履修等)

第35条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生に他の大学又は短期大学の授業科目を履修させることができる。

- 2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 3 他の大学等の履修に必要な事項は、別に定める。

(入学前の既修得単位の認定)

第36条 本学に入学する前に他の大学等で修得した単位について、教育上有益と認めるときは、学長は、本学で修得したものと認定することができる。

- 2 学生が本学に入学する前に専門性が求められる職業に係る実務の経験を通じ、当該職業を担うための実践的な能力を修得している場合において、教育上有益と認めるときは、学長は、当該実践的な能力の修得を本学における授業科目の履修とみなし、30単位を超えない範囲で単位を与えることができる。
- 3 前2項により認定できる単位数は、前条によりみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
- 4 入学前の既修得単位の認定に関し必要な事項は、別に定める。

第9章 休学、復学、留学、転学、退学及び除籍

(休学)

第37条 学生は、疾病その他やむを得ない事由により引き続き2か月以上修学することができないときは、学長の許可を受けて休学することができる。

2 学長は、疾病のため修学することが適当でない認められる者に対して、休学を命ずることができる。

3 休学は、1年以内とする。ただし、特別の事由がある場合には、引き続き許可を願い出ることができる。

4 休学期間は、通算して4年を超えることができない。

5 休学期間は、第20条に定める在学年限に算入しない。

(復学)

第38条 休学期間中に休学の事由が終わったとき又は休学期間が終了したときは、学長に届け出て復学することができる。

(留学)

第39条 外国の大学等に留学を志願する者は、学長の許可を得て留学することができる。

2 学長は、前項の規定により留学した者について、当該留学した期間を第43条第1項に規定する在学期間に含めることができる。

3 留学により修得した単位の取り扱いについては、第35条第2項の規定を準用する。

(転学)

第40条 学生は、他の大学に転学しようとするときは、あらかじめ学長の許可を受けなければならない。

(退学)

第41条 学生は、疾病その他やむを得ない事由により退学しようとするときは、所定の願書に事由を詳記し、保証人連署のうえ学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

(除籍)

第42条 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。

(1) 第20条に定める在学年限又は第37条に定める休学期間を超えた者

(2) 授業料等を所定の期日までに納付しない者

(3) 死亡した者又は長期間にわたり行方不明の者

第10章 卒業及び学位

(卒業)

第43条 学長は、本学に4年以上（編入学、再入学又は転入学した者にあっては、第28条の

規定により定められた期間) 在学し、別表2に定める単位数を取得した学生について、教授会の議を経て、卒業を認定する。

2 卒業の時期は、後期の最終日とする。

(学 位)

第44条 本学を卒業した者には、ビューティ&ウェルネス学士(専門職)の学位を授与する。

2 学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

第11章 賞 罰

(表 彰)

第45条 学長は、本学の教育目的に添い、成績優秀で他の模範となる行為のあった学生を、表彰することができる。

(懲 戒)

第46条 学長は、学則その他本学の定める諸規程に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者を、懲戒することができる。

2 懲戒処分は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学処分は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 成績不良で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由がなく出席が常でない者

(4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

4 停学期間は、在学年数に算入する。

第12章 科目等履修生、聴講生、特別聴講学生及び外国人留学生

(科目等履修生)

第47条 学長は、本学において特定の授業科目の履修を志願する者がいるときは、本学の教育研究に支障のない範囲において、教授会の議を経て、選考により、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生として入学することのできる者は、高等学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

3 科目等履修生の履修期間は、1年以内の期間とする。

4 学長は、科目等履修生に対し、単位を与えることができる。

5 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(聴講生)

第48条 学長は、本学において特定の授業科目の聴講を志願する者がいるときは、本学の教育研究に支障のない範囲において、聴講生とすることができる。

(特別聴講学生)

第49条 学長は、他の大学等に在籍している学生で、本学において特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、教授会の議を経て、当該他の大学等との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することができる。

2 特別聴講学生に関し必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第50条 外国人留学生として本学に入学を志願する者があるときは、教授会の議を経て、選考により、入学を許可することができる。

2 外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第13章 授業料等

(授業料等)

第51条 本学の授業料、施設費、教育充実費、入学金、選考料その他手数料(以下「授業料等」という。)は、別表3のとおりとする。

(授業料等の納入)

第52条 本学の学生の授業料等は、別に定める期日までに納付しなければならない。

(授業料等の不返還)

第53条 一度納付した授業料等は返還しない。ただし、入学の前年度の3月31日までに入学を辞退した者の授業料、施設費及び教育充実費については、これを返還する。

(授業料の減免等)

第54条 授業料、施設費及び教育充実費の納付が極めて困難な者に対しては、学長は、願い出により審査の上、分納の許可、徴収の猶予、減額又は免除(以下「減免等」という。)をすることができる。

2 授業料、施設費及び教育充実費の減免等を願い出た者については、減免等の決定があるまでは、授業料及び施設費の徴収を猶予する。

3 授業料及び施設費の減免等に必要な事項は、別に定める。

第14章 福利厚生施設

(福利厚生施設)

第55条 本学に、学生の福利厚生に資するため、医務室その他の福利厚生施設を置く。

2 福利厚生施設に必要な事項は、別に定める。

第15章 共同研究及び受託研究

(共同研究及び受託研究)

第56条 教職員は、本学の学術研究に資するため、学長の承認を得て、共同研究及び受託研究を行うことができる。

2 共同研究及び受託研究に必要な事項は、別に定める。

第16章 公開講座

(公開講座)

第57条 地域社会の発展に寄与するため、本学に、公開講座を開設し、地域に開かれた大学を目指す。

第17章 雑則

(施行の細則)

第58条 この学則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

(学則の改廃)

第59条 この学則の改廃は、教授会の議を経て、理事会が行う。

附則

1 この学則は、令和5年4月1日から施行する。

附則

1 この学則は、令和6年4月1日から施行する。

附則

1 この学則は、令和6年6月1日から施行し、改正後の第7条第7項及び第8条第7項の規定は、令和6年4月1日から適用する。

附則

1 この学則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、令和6年度以前の入学生については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表1(第29条関係) 授業科目及び単位数(ビューティ&ウェルネス学部ビューティ&ウェルネス学科)

区分	授業科目の名称	単位数		授業形態		
		必修	選択	講義	演習	実習
基礎科目	ビューティ&ウェルネス入門	1		○		
	キャリアデザイン I	2		○		
	キャリアデザイン II	2			○	
	コミュニケーション論	2		○		
	コミュニケーション演習	2			○	
	英語 I	2			○	
	英語 II	2			○	
	英語 III		2		○	
	中国語入門		2		○	
	心理学	2		○		
	比較芸術論		2	○		
	身体表現論		2	○		
	伝統文化演習		2		○	
	ジェンダーとダイバーシティ		2	○		
	生命科学	2		○		
	化学	2		○		
	データサイエンス入門	2			○	
	経済学	2		○		
	国際関係論		2	○		
法学概論		2	○			
現代社会論		2	○			
職業専門科目	ヘルスプロモーション概論	1		○		
	ヘルスプロモーション各論 (事例検討とシミュレーション)	1		○		
	人体構造学	2		○		
	生理学	2		○		
	皮膚科学	2		○		
	化粧品学	2		○		
	生化学	2		○		
	栄養学	2		○		
	衛生学・公衆衛生学	2		○		
	リスク管理、ウェルネス推進のための 臨床医学的基礎	1		○		
	救急法	1			○	
	病態生理学		1	○		
	アンチエイジングの科学		1	○		
	統合医療論		2	○		
	身体運動学	1		○		
	運動生理学	1		○		
	運動指導演習	2			○	
	企業実習Ⅳ(運動指導実習)	2				臨
	フィットネス実習Ⅰ		1			○
	フィットネス実習Ⅱ		1			○
フィットネス実習Ⅲ		1			○	
フィットネス実習Ⅳ		1			○	

臨……臨地実務実習科目

連……連携実務演習等科目

区分	授業科目の名称	単位数		授業形態			
		必修	選択	講義	演習	実習	
職業専門科目	トリートメント基礎理論Ⅰ	2		○			
	トリートメント基礎理論Ⅱ	2		○			
	トリートメント技術の理論と方法	2			○		
	トリートメント応用理論	2		○			
	トリートメント品質管理論	1		○			
	ホスピタリティ論	1		○			
	ホスピタリティ演習	1			○		
	カウンセリング論	1		○			
	カウンセリング演習	1			○		
	プランニング実習	2				○	
	ボディトリートメント実習Ⅰ	2				○	
	ボディトリートメント実習Ⅱ	2				○	
	ボディトリートメント実習Ⅲ		2			○	
	フェイシャルトリートメント実習Ⅰ	2				○	
	フェイシャルトリートメント実習Ⅱ	2				○	
	トリートメント総合実習	4				○	
	企業実習Ⅰ(早期体験実習)	2				臨	
	企業実習Ⅱ(接遇実習)	2				臨	
	トリートメント実践実習	2				連	
	品質管理演習	2				連	
	企業実習Ⅴ(総合実習)	8				臨	
	メイクアップ実習Ⅰ	2				○	
	メイクアップ実習Ⅱ	2				○	
	企業実習Ⅲ(メイクサロン実習)	2				臨	
	ネイルデザイン実習Ⅰ	2				○	
	ネイルデザイン実習Ⅱ		2			○	
	美の変遷と展望	2		○			
色彩学	2		○				
アロマセラピー演習	2			○			
ホリスティックセラピー実習	2				○		
ファッションコーディネート実習	1				○		
トータルコーディネート実習	1				○		
経営の基礎	経営学概論	2		○			
	ファイナンスの基礎	2		○			
	人材育成論	2		○			
	経営組織論	2		○			
	マーケティング論	2		○			
	経営戦略論	2		○			
	ビューティ&ウェルネス産業の振興	ヘルスケア産業論	1		○		
		サービス科学の基礎	1		○		
		消費者生活論(関係法規を含む)	2		○		
		サロンマネジメント演習	2			○	
商品企画論		2			○		
起業論			2	○			
地域産業活性化論		2		○			
インバウンド論		2		○			
ウェルネスツーリズム論		2		○			
消費者心理論		2		○			
展開科目	ウェブメディア演習	2			○		
	ビジネスプレゼンテーション演習	2			○		
	商品開発と効果検証	2			○		
	海外研修	2				○	
	総合科目	総合演習Ⅰ	2			○	
	総合演習Ⅱ	2				○	

別表2(第43条第1項関係)

卒業必要単位数

(ビューティ&ウェルネス学部ビューティ&ウェルネス学科)

授業科目の区分	単位数			
	必修	選択	小計	合計
基礎科目	23	4※1	27 単位以上	132単位 以上
職業専門科目	75	4※2	79 単位以上	
展開科目	20	2	22 単位以上	
総合科目	4		4 単位	

※1 比較芸術論、身体表現論、伝統文化演習、ジェンダーとダイバーシティから2単位、国際関係論、法学概論、現代社会論から2単位を選択必修

※2 フィットネス実習Ⅰ、フィットネス実習Ⅱ、ネイルデザイン実習Ⅱから2単位を選択必修

授業形態	単位数		
	必修	選択	合計
実習科目	40		40 単位以上

別表3（第51条関係）

（1）選考料、入学金、授業料等

① 学部学生

区 分	金 額
選 考 料	35,000円
入 学 金	200,000円
授 業 料	895,000円
施 設 費	350,000円
教育充実費	150,000円

② 科目等履修生、特別聴講学生

区 分	金 額
選 考 料	15,000円
入 学 金	30,000円
授 業 料	1単位 25,000円

（2）休学在籍手数料

半期 50,000円 年間 100,000円

（3）証明書交付手数料

区 分	金 額
在学（期間）証明書・卒業（見込）証明書 成績証明書・健康診断証明書・その他証明書	1通 300円

（4）再試験受験手数料

1科目 2,000円

ビューティ&ウェルネス専門職大学の学則の変更について

1. 変更の事由

ビューティ&ウェルネス専門職大学ビューティ&ウェルネス学部ビューティ&ウェルネス学科（令和5年度開設）は、開学以来、大幅な定員充足の状態であり、入学定員及び収容定員の変更を行うことにより、収容定員充足率の適正化を目指す。

2. 変更点について

ビューティ&ウェルネス学科の入学定員を234人から194人（3年次編入学定員6人は変更なし）に変更する。これに伴い、収容定員は948人から788人に変更となる。

また、本届出により、本学の専門職大学設置基準の適用について、令和4年度改正前基準から改正後基準に変更となることに伴い、すべての「専任教員」を「基幹教員」に変更とすることから、教授会の構成員を「教授・准教授」から「教授・准教授・講師・助教」に変更する。

3. 変更の時期について

令和7年4月1日から施行し、令和7年度入学者の入学手続から適用する。

＜学則の新旧対照表＞

新				旧			
<p>(学部・学科及び学生定員)</p> <p>第4条 本学に、ビューティ&ウェルネス学部を置く。</p> <p>2 前項に規定する学部を設置する学科・学生定員は、次のとおりとする。</p>				<p>(学部・学科及び学生定員)</p> <p>第4条 本学に、ビューティ&ウェルネス学部を置く。</p> <p>2 前項に規定する学部を設置する学科・学生定員は、次のとおりとする。</p>			
学部・学科	入学定員	編入学定員 (3年次)	収容定員	学部・学科	入学定員	編入学定員 (3年次)	収容定員
ビューティ&ウェルネス学部 ビューティ&ウェルネス学科	194人	6人	788人	ビューティ&ウェルネス学部 ビューティ&ウェルネス学科	234人	6人	948人
<p>(教授会)</p> <p>第12条 本学に、教授会を置く。</p> <p>2 教授会は、学長、副学長、教授、<u>准教授</u>、講師及び助教をもって組織する。ただし、学長が必要と認めるときは、その他の教職員を加えることができる。</p> <p>3 教授会は、次の各号に掲げる事項を審議する。</p> <p>(1) 学生の入学、休学、復学、留学、転学、退学、除籍、卒業及び賞罰に関する事項</p> <p>(2) 教育課程及び履修に関する事項</p> <p>(3) 研究計画に関する事項</p> <p>(4) 学生の厚生補導に関する事項</p> <p>(5) 教員選考に関する事項</p> <p>(6) 学則その他学内諸規定に関する事項</p> <p>(7) 学長の諮問した事項</p>				<p>(教授会)</p> <p>第12条 本学に、教授会を置く。</p> <p>2 教授会は、学長、副学長、教授及び<u>准教授</u>をもって組織する。ただし、学長が必要と認めるときは、その他の教職員を加えることができる。</p> <p>3 教授会は、次の各号に掲げる事項を審議する。</p> <p>(1) 学生の入学、休学、復学、留学、転学、退学、除籍、卒業及び賞罰に関する事項</p> <p>(2) 教育課程及び履修に関する事項</p> <p>(3) 研究計画に関する事項</p> <p>(4) 学生の厚生補導に関する事項</p> <p>(5) 教員選考に関する事項</p> <p>(6) 学則その他学内諸規定に関する事項</p> <p>(7) 学長の諮問した事項</p>			

新	旧
<p>(8) その他本学の教育及び研究に関する重要な事項</p> <p>4 教授会に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この学則は、令和7年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>ただし、令和6年度以前の入学生については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。</u></p>	<p>(8) その他本学の教育及び研究に関する重要な事項</p> <p>4 教授会に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p><追加></p>

学則の変更の趣旨等を記載した書類

1 学則変更（収容定員変更）の内容

令和7年度より、ビューティ&ウェルネス学科の入学定員を234人から194人（3年次編入学定員6人は変更なし）に変更する。これに伴い、収容定員は948人から788人（変更完成時・令和10年）に変更となる。

なお、今回、学生募集開始後の収容定員変更となるが、本届出日において、入学者選抜試験のうち、総合型選抜及び学校推薦型選抜はほぼ日程が終了し、残りは一般選抜のみである。過去2年間の一般選抜受験による入学者は、令和5年度は3人、令和6年度は2人と極めて少数であることから、公正・公平な入学者選抜の観点からも問題はないと判断できる。

<収容定員経過措置>

定員		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
入学定員	1年生	234人	194人	194人	194人	194人
	2年生	234人	234人	194人	194人	194人
	3年生	—	240人	240人	200人	200人
	4年生	—	—	240人	240人	200人
収容定員		468人	668人	868人	828人	788人

2 学則変更（収容定員変更）の必要性

ビューティ&ウェルネス専門職大学ビューティ&ウェルネス学部ビューティ&ウェルネス学科（令和5年度開設）の定員充足状況については以下のとおりであり、入学定員及び収容定員の変更を行うことにより、収容定員充足率の適正化を目指す。

<入学定員充足状況>

区分	令和5年度	令和6年度
入学定員	234人	234人
入学者数	149人	130人
充足率	63.6%	55.5%

<収容定員充足状況>

区分	令和5年度	令和6年度
収容定員	234人	468人
在学生数	149人	259人※
充足率	63.6%	55.3%

※令和5年度退学者：20人

3 学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程等の変更

（1）教育課程の変更内容

学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程の変更は行わない。

（2）教育方法及び履修指導方法の変更内容

学則変更（収容定員変更）に伴う教育方法及び履修指導方法の変更は行わない。教員1人あたりの学生数（S/T比率）は下がるため、より細やかな学生への指導が可能となる。

（3）教員組織の変更内容

学則変更（収容定員変更）の届出に伴い、本学の専門職大学設置基準の適用について、令和4年度改正前基準から改正後基準に変更となることから、すべての「専任教員」を「基幹教員」に変更する。そのため、教授会の構成員を「教授・准教授」から「教授・准教授・講師・助教」に変更し、教育課程の編成その他の学部の運営において責任を担わせることとする。

（4）大学全体の施設・設備の変更内容

学則変更（収容定員変更）に伴う大学全体の施設・設備の変更は行わない。

学生の確保の見通し等を記載した書類

目 次

(1) 収容定員を変更する組織の概要	
① 収容定員を変更する組織の概要	2
② 収容定員を変更する組織の特色	2
(2) 人材需要の社会的な動向等	
① 収容定員を変更する組織で養成する人材の全国的、地域的、社会的動向の分析	2
② 中長期的な18歳人口等入学対象人口の全国的、地域的動向の分析	3
③ 収容定員を変更する組織の主な学生募集地域	3
④ 既設組織の定員充足の状況	3
(3) 学生確保の見通し	
① 学生確保に向けた具体的な取り組みと見込まれる効果	4
ア 既設組織における取組とその目標	
イ 収容定員を変更する組織における取組とその目標	
ウ 当該取組の実績の分析結果に基づく、収容定員を変更する組織での入学者の見込み 数	
② 競合校の状況分析（立地条件、養成人材、教育内容と方法の類似性と定員充足状 況）	5
ア 競合校の選定理由と収容定員を変更する組織と比較分析、優位性	
イ 競合校の入学志願動向等	
ウ 収容定員を変更する組織において定員を充足できる根拠等	
エ 学生納付金等の金額設定の理由	
③ 先行事例分析	8
④ 学生確保に関するアンケート調査	8
⑤ 人材需要に関するアンケート調査等	8
(4) 収容定員を変更する組織の定員設定の理由	8

(1) 収容定員を変更する組織の概要

① 収容定員を変更する組織の概要

入学定員及び収容定員を変更する組織は次のとおり。

組織	入学定員	3年次編入学定員	収容定員	所在地（教育研究を行うキャンパス）
ビューティ&ウェルネス 専門職大学 ビューティ&ウェルネス学部 ビューティ&ウェルネス学科	194	6	788	神奈川県横浜市 都筑区牛久保3丁目 9番3号

② 収容定員を変更する組織の特色

ビューティ&ウェルネス学部ビューティ&ウェルネス学科は、高度な専門知識、洗練された技術、そしてホスピタリティ能力を併せ持ち、人々が健康でQOLの高い人生を送ることへの貢献を志向するセラピスト、実業人として、差し迫る超高齢社会の到来や産業構造の急激な変化に起因する人々の心身の問題を真に理解し、これら諸問題を解決するための中核的な役割を担うとともに、ビューティ&ウェルネス産業に関する新しい価値を創造することができる人材を養成することを教育目的とする。

(2) 人材需要の社会的な動向等

① 収容定員を変更する組織で養成する人材の全国的、地域的、社会的動向の分析

「経済センサスー活動調査」(総務省統計局)によると、「生活関連サービス業、娯楽業」のうち、エステティック業やリラクゼーション業を含む「その他の洗濯・理容・美容・浴場業」の事業所数は、平成28年(2016年)調査の24,367件から令和3年(2021年)調査の27,339件へと12.2%増えているにもかかわらず、従業者数は102,468人から98,733人と3.6%減少している。このことから、これからの同産業の人手不足はかなり深刻化しており、労働力の供給が求められていることが分かる。本学が科学的な裏付けを持つ高度な技術者としての人材を供給しようとしているビューティ&ウェルネス産業においては、人材需要はさらに高まっている現状にある。

また、「その他の洗濯・理容・美容・浴場業」の事業所数を都道府県別に見ると、東京都(3,829件)、大阪府(2,119件)、愛知県(2,009件)、神奈川県(1,736件)、福岡県(1,314件)の順となっており、事業所が大都市に集中していることから、神奈川県横浜市という都市圏に設置する本学が養成しようとしているビューティ&ウェルネス産業で活躍できる人材は、まさしく地域的な人材需要の動向を踏まえているものであるとい

える。

② 中長期的な18歳人口等入学対象人口の全国的、地域的動向の分析

全国の18歳人口は、令和5年(2023年)の1,097,416人から、令和17年(2035年)には970,429人(11.6%減)と100万人を切ることが予測されており、我が国では少子化が加速度的に進行している。【資料1】

しかしながら、本学入学者の多数を占めている南関東地区(東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県)の18歳人口は、令和5年(2023年)の294,497人から、令和17年(2035年)には279,328人(5.2%減)と予測されており、全国的には最も減少率が低く、本学への18歳人口の減少による影響は僅かであると考えられる。

次に、近年の全国の大学進学率の推移(現役)は、平成26年(2014年)の48.1%から令和5年(2023年)には56.9%と8.8ポイント上昇しているが、南関東地区でも、平成26年(2014年)の56.7%から令和5年(2023年)には65.9%と9.2ポイント上昇しており、さらに、南関東地区は全国で最も進学率が高い地域である。【資料2】

以上のことから、本学は、中長期的な学生の定員充足の見通しについて、問題はないものと予想している。

③ 収容定員を変更する組織の主な学生募集地域

本学の出身高等学校の所在地県別の入学者の構成比を見ると、神奈川県内の高等学校からの入学者が最も多く、次いで東京都出身者が多い。そして、千葉県と埼玉県を含めた南関東地区からの入学者の構成比が5割を超えている。【資料3】

以上のことから、教職員の高等学校訪問や進学相談会の出展等については、引き続き南関東地区の高校生を主なターゲットにした学生募集活動を進めていく予定であるが、遠隔地からの志望者も少なからずいることから、定員充足を目指し、全国的に学生募集活動を展開していく。

④ 既設組織の定員充足の状況

本学の入学定員充足の状況について、「学則の変更の趣旨等を記載した書類」で説明したとおり、開学年度である令和5年度(2023年度)の入学定員充足率は63.6%であったが、開学2年目である令和6年度(2024年度)の同充足率は55.5%まで減少した。今後の定員充足の見通しについて、将来的に入学定員234人を確保することは困難であり、入学定員の変更が必要であると判断した。

また、収容定員充足の状況については、開学年度である令和5年度(2023年度)の収容定員充足率は63.6%であったが、開学2年目である令和6年度(2024年度)の同充足率

は 55.3%にまで減少した。これは、入学定員の未充足に加え、令和5年度（2023年度）の退学率が 13.4%と高かったことも要因となっている。これまでも、担任教員や学生担当事務を中心に、学生や保護者への相談に応じ、また細かな指導を行ってきたが、退学者が合計 20 人に及んでしまったことから、今後さらに退学率の改善に向けて、入学定員充足と合わせて全学的に改革を進めていく。

（3）学生確保の見通し

① 学生確保に向けた具体的な取り組みと見込まれる効果

ア 既設組織における取組とその目標

本学では、広報課が中心となり、以下のような広報・PR 活動を行っている。

a 大学 PR

大学案内、ホームページ、進学媒体紙及び進学情報サイトを中心に、授業内容、取得資格、入学試験、学費及び就職情報等について明示し、受験対象者及び高等学校に周知している。南関東地区だけでなく、全国から学生を積極的に募集するため、WEB を活用した広報活動を積極的に展開している。ホームページだけでなく、Line や Instagram といった SNS を利用し、ユーザーと双方向での情報共有も行っている。本学の特徴や取り組み、イベント情報等を常に更新しながら掲載している。

b オープンキャンパス

入学を検討している受験生に対して、職業体験及び授業体験のできる機会を提供し、本学の学びに興味をもってもらうとともに、参加者の質問に個別で答えるなど、個人に対して詳細な説明を行っている。在学生と入学希望者及び保護者との意見交換の場も設けており、実体験に基づく本学での学びを知ってもらう手立てとしている。なお、各種イベントに関してはアンケートを実施し、よりニーズを反映した運営を行っている。

c 高等学校訪問

南関東地区を中心として、高等学校に広報課職員と教員が訪問し、進路指導担当教員に対して情報提供や情報収集を行っている。新設の専門職大学である本学は、当然認知度は低い。主な受験対象者である高校生に認知してもらうためには、まずは高等学校の進路指導担当教員に本学について知ってもらう必要がある。

d 進学相談会等への出展

外部業者が主催する進学相談会や高等学校内ガイダンスにも随時参加し、本学の特色についての説明を行い、進学相談に応じている。

e 個別見学、個別相談の対応

オープンキャンパスに参加することができない高校生等を対象として、随時、個別見

学、オンライン個別相談に応じている。

イ 収容定員を変更する組織における取組とその目標

令和8年度(2026年度)からの入学生確保に向けて、以下のような取組をしていく。

a 留学生の受け入れ

海外からの留学生への学生募集活動を強化し、定員確保の一助とする。あわせて、一定の日本語能力を有する留学生を受け入れるための体制を構築する。

b 編入学生の受け入れ

社会人や短大・専門学校卒業生への学生募集活動を強化し、3年次編入を促進することで、定員未充足の補填を図る。

c オープンキャンパスの見直し

オープンキャンパスの開催時期及びイベント内容の大幅な見直しを行い、高校2年生への働きかけを着実にを行うことにより、出願・受験に結びつける。

d 入学者選抜方法の検討

現行の入学者選抜制度の検証を行うとともに、今後の在り方について再検討する。

e 高校訪問の強化

通信制高校へのアプローチも強化し、入学実績のある通信制高校については指定校の指定を検討する。

ウ 当該取組の実績の分析結果に基づく、収容定員を変更する組織での入学者の見込み数

本学では、前述した(2)人材需要の社会的な動向等を勘案し、(3)学生確保のための見通しに記載した取り組みにより、令和8年度(2026年度)の入学者数は、まずは入学定員(194人)の8割(156人)の入学者を見込めると考えており、令和9年度(2027年度)以降は入学定員の100%充足を見込んでいる。

② 競合校の状況分析(立地条件、養成人材、教育内容と方法の類似性と定員充足状況)

ア 競合校の選定理由と収容定員を変更する組織と比較分析、優位性

本学の学問分野は、ビューティ&ウェルネス産業を教育研究の対象とした「保健衛生学」を中心とするが、同系統の4年制大学は存在しない。「保健衛生学」を中心とする学問分野としている4年制大学は数多くあるが、看護師、理学療法士、柔道整復師などの医療系国家資格を取得させ、医療従事者を養成することを主目的としており、ホスピタリティを兼ね備えた高度な専門知識と洗練された技術を有するセラピストの養成を目的とする本学とでは養成する人材像や取得資格、教育内容が異なるため競合することはない。

美容の技術と知識を修得することに対して高校生の関心が高いことから、本学の比較対象となる意味で競合する可能性がある4年制大学としては、美容産業、中でも美容サー

ビスに関連する技術を修得できる教育課程を置く大学が該当すると考えている。具体的には、美容師の資格を取得できる山口県の東亜大学（芸術学部トータルビューティ学科）、美容師資格取得に加え、化粧学について学ぶことができる大阪府の大阪樟蔭女子大学（学芸学部化粧ファッション学科）、エステティシヤンの資格を取得できる千葉県の秀明大学（総合経営学部企業経営学科）が挙げられる。東亜大学は芸術、大阪樟蔭女子大学は家政学を学問分野としているという違いはあるが、美容サービスの知識と技術について学修するという点において本学と共通している。秀明大学は、経営学を学問分野としているが、4年制大学で唯一、エステティックの資格（AEA認定エステティシヤン）を取得できる教育課程を有しており、大学において経営の知識とともにエステティックの専門知識と技術を修得することができるという点において、展開科目において経営学に関する基礎知識を学修する本学の教育課程と類似する点があるといえる。

イ 競合校の入学志願動向等

競合校の令和4年度（2022年度）及び令和5年度（2023年度）の定員充足状況（各大学のホームページから抜粋）は下記のとおりである。東亜大学は収容定員未充足ではあるが、大阪樟蔭女子大学及び秀明大学は収容定員を充足しており、大阪樟蔭女子大学に至っては、令和5年度（2023年度）から入学定員を増やしている。このように本学の学びに近い大学で、特に大都市圏に所在する大学であれば、一定数の学生を確保することは可能である。

<競合する大学の学部学科の収容定員及び充足率>

○令和4年度（2022年度）

大学	学部学科	収容定員	在学者数	充足率
東亜大学	芸術学部 トータルビューティ学科	120人	75人	0.62
大阪樟蔭女子大学	学芸学部 化粧ファッション学科	480人	587人	1.22
秀明大学	総合経営学部 企業経営学科	360人	448人	1.24

○令和5年度（2023年度）

	学部学科	収容定員	在学者数	充足率
東亜大学	芸術学部 トータルビューティ学科	115人	72人	0.62

大阪樟蔭女子大学	学芸学部 化粧ファッション学科	500 人	602 人	1.20
秀明大学	総合経営学部 企業経営学科	360 人	419 人	1.16

<競合する大学の学部学科の入学定員及び充足率>

○令和4年度（2022年度）

	学部学科	定員	入学者数	充足率
東亜大学	芸術学部 トータルビューティ学科	30 人	32 人	1.06
大阪樟蔭女子大学	学芸学部 化粧ファッション学科	120 人	165 人	1.37
秀明大学	総合経営学部 企業経営学科	90 人	93 人	1.03

○令和5年度（2023年度）

	学部学科	定員	入学者数	充足率
東亜大学	芸術学部 トータルビューティ学科	25 人	17 人	0.68
大阪樟蔭女子大学	学芸学部 化粧ファッション学科	140 人	157 人	1.12
秀明大学	総合経営学部 企業経営学科	90 人	89 人	0.98

ウ 収容定員を変更する組織において定員を充足できる根拠等

前述のとおり、本学と類似性が高い他大学との比較分析と立地条件の観点等を総合的に判断した結果、ビューティ&ウェルネス学部ビューティ&ウェルネス学科の定員を充足できると考えている。

エ 学生納付金等の金額設定の理由

学生納付金については、大学の経営に係る財務的な視点と学生納付金の学生への還元など受益者に対する説明責任の観点を重視しつつ、大学の将来の発展を目的とする施設・設備の充実を考慮するとともに、収支の均衡が図れることを前提に教育研究費比率や経常経費依存率を見据え、本学の運営上における人件費及び教育研究や管理運営に係る経

常経費等の財務予測による実質的な採算分岐点に基づき、初年次納付金を以下のとおり設定しており、収容定員変更に係る学則変更の届出に際して変更することなく、現行と同額とする。

入学金	授業料	施設費	教育充実費	合計
200,000 円	895,000 円	350,000 円	150,000 円	1,595,000 円

③先行事例分析

該当なし。

④学生確保に関するアンケート調査

収容定員変更に係る学則変更の届出のため省略。

⑤人材需要に関するアンケート調査等

収容定員変更に係る学則変更の届出にあたり、人材需要に関するアンケートは未実施であるが、本学開学前の令和3年（2021年）に実施した卒業生の就職先として想定されるビューティ&ウェルネス産業の企業アンケート調査の結果から、本学卒業後に想定される主な就職業界における本学出身者の人材需要は高く、卒業生の採用に関しては十分な求人があるものと予想され、卒業後の進路については十分な見込みがあるものと考えている。

（4）収容定員を変更する組織の定員設定の理由

ビューティ&ウェルネス学部ビューティ&ウェルネス学科の入学者について、本学開学前に、学生確保の見通しを客観的かつ定量的に把握することを目的として、主な学生募集エリアである南関東地区を中心に、当時の高校2年生に対し、第三者機関によるアンケート調査を行った。その結果から、十分な学生確保が可能であると判断し、234名の入学定員を設定していたが、入学定員を40名減じて194名とし、それに応じて収容定員も減じることとする。

本学の収容定員充足率は、「学則の変更の趣旨等を記載した書類」に示すとおり、開学初年度（令和5年度（2023年度））から開学2年目（令和6年度（2024年度））に減少しており、本届出提出時（2024年12月下旬）において学生募集途中ではあるものの、開学3年目（令和7年度（2025年度））はさらに減少する可能性がある。将来的に、収容定員充足率がさらに低下する恐れがあるため、早急な対応が必要であることから、専門職大学設置基準における授業実施上限である40人を減じ、入学定員及び収容定員を変更し、定員充足率の適正化を図る。

学生確保の見通し等を記載した書類
資料目次

- 【資料1】 18歳人口予測
- 【資料2】 大学進学率の推移
- 【資料3】 本学の南関東地区出身の入学者数

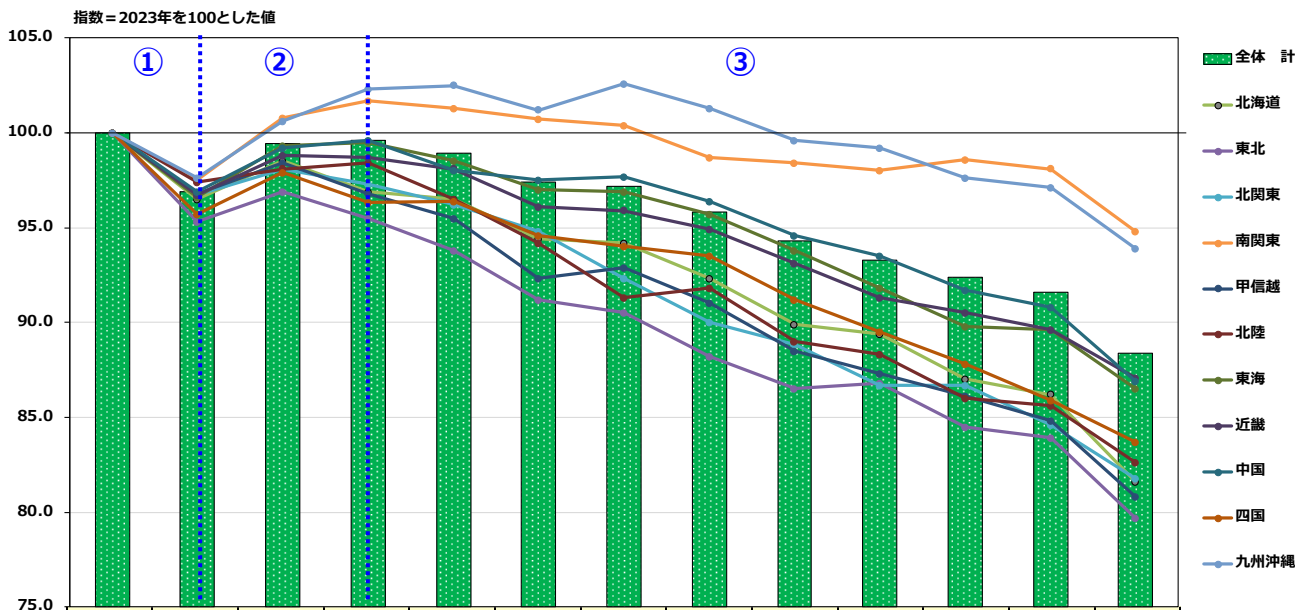
【資料1】18歳人口予測（全体：エリア別：2023～2035年）

■減少率が高いのは東北（2023年比79.7%）、減少数が大きいのは近畿（23,357人減）

- ・減少率が高いのは、1位 東北（2023年比79.7%）、2位 甲信越（80.8%）、3位 北海道（81.6%）。
- ・減少数が大きいのは、1位 近畿（23,357人減）、2位 東海（18,619人減）、3位 東北（15,267人減）。
- ・減少率が低いのは、1位 南関東（94.8%）、2位 九州沖縄（93.9%）、3位 近畿（87.1%）。
- ・エリア別の18歳人口は、以下の3段階を経て減少する。

- ① 2023～2024年：全国では約3.4万人減少、エリアも含め減少傾向になる時期
- ② 2024～2026年：全国で約3万人増加、人口が回復し、横ばいが続く時期
- ③ 2026～2035年：回復後さらに減少する時期

注) 減少率 = 2035年人数 ÷ 2023年人数で算出。



		2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年	2030年	2031年	2032年	2033年	2034年	2035年
全体 計	人数	1,097,416	1,063,451	1,090,562	1,092,664	1,085,148	1,069,005	1,066,810	1,050,986	1,035,215	1,024,042	1,013,894	1,005,714	970,429
	指数	100.0	96.9	99.4	99.6	98.9	97.4	97.2	95.8	94.3	93.3	92.4	91.6	88.4
北海道	人数	42,489	41,008	41,857	41,168	41,019	40,126	40,032	39,231	38,192	37,974	36,959	36,612	34,669
	指数	100.0	96.5	98.5	96.9	96.5	94.4	94.2	92.3	89.9	89.4	87.0	86.2	81.6
東北	人数	75,379	71,820	73,013	71,988	70,738	68,758	68,222	66,499	65,191	65,404	63,713	63,249	60,112
	指数	100.0	95.3	96.9	95.5	93.8	91.2	90.5	88.2	86.5	86.8	84.5	83.9	79.7
北関東	人数	61,863	59,826	60,700	60,222	59,540	58,616	57,117	55,674	54,933	53,665	53,658	52,346	50,606
	指数	100.0	96.7	98.1	97.3	96.2	94.8	92.3	90.0	88.8	86.7	86.7	84.6	81.8
南関東	人数	294,497	287,188	296,737	299,464	298,329	296,500	295,747	290,613	289,838	288,586	290,405	288,845	279,328
	指数	100.0	97.5	100.8	101.7	101.3	100.7	100.4	98.7	98.4	98.0	98.6	98.1	94.8
甲信越	人数	45,536	44,069	44,788	44,081	43,478	42,024	42,282	41,419	40,280	39,772	39,200	38,598	36,786
	指数	100.0	96.8	98.4	96.8	95.5	92.3	92.9	91.0	88.5	87.3	86.1	84.8	80.8
北陸	人数	26,692	26,002	26,197	26,261	25,767	25,150	24,368	24,499	23,764	23,576	22,959	22,846	22,038
	指数	100.0	97.4	98.1	98.4	96.5	94.2	91.3	91.8	89.0	88.3	86.0	85.6	82.6
東海	人数	138,309	133,555	137,302	137,611	136,273	134,149	134,005	132,377	129,756	126,917	124,190	123,986	119,690
	指数	100.0	96.6	99.3	99.5	98.5	97.0	96.9	95.7	93.8	91.8	89.8	89.6	86.5
近畿	人数	181,639	175,609	179,388	179,292	178,208	174,534	174,104	172,465	169,141	165,893	164,382	162,781	158,282
	指数	100.0	96.7	98.8	98.7	98.1	96.1	95.9	94.9	93.1	91.3	90.5	89.6	87.1
中国	人数	65,318	63,279	64,828	65,050	63,989	63,698	63,827	62,950	61,803	61,042	59,891	59,292	56,744
	指数	100.0	96.9	99.2	99.6	98.0	97.5	97.7	96.4	94.6	93.5	91.7	90.8	86.9
四国	人数	32,825	31,419	32,132	31,612	31,629	31,046	30,845	30,684	29,931	29,373	28,829	28,204	27,462
	指数	100.0	95.7	97.9	96.3	96.4	94.6	94.0	93.5	91.2	89.5	87.8	85.9	83.7
九州沖縄	人数	132,869	129,676	133,620	135,915	136,178	134,404	136,261	134,575	132,386	131,840	129,708	128,955	124,712
	指数	100.0	97.6	100.6	102.3	102.5	101.2	102.6	101.3	99.6	99.2	97.6	97.1	93.9

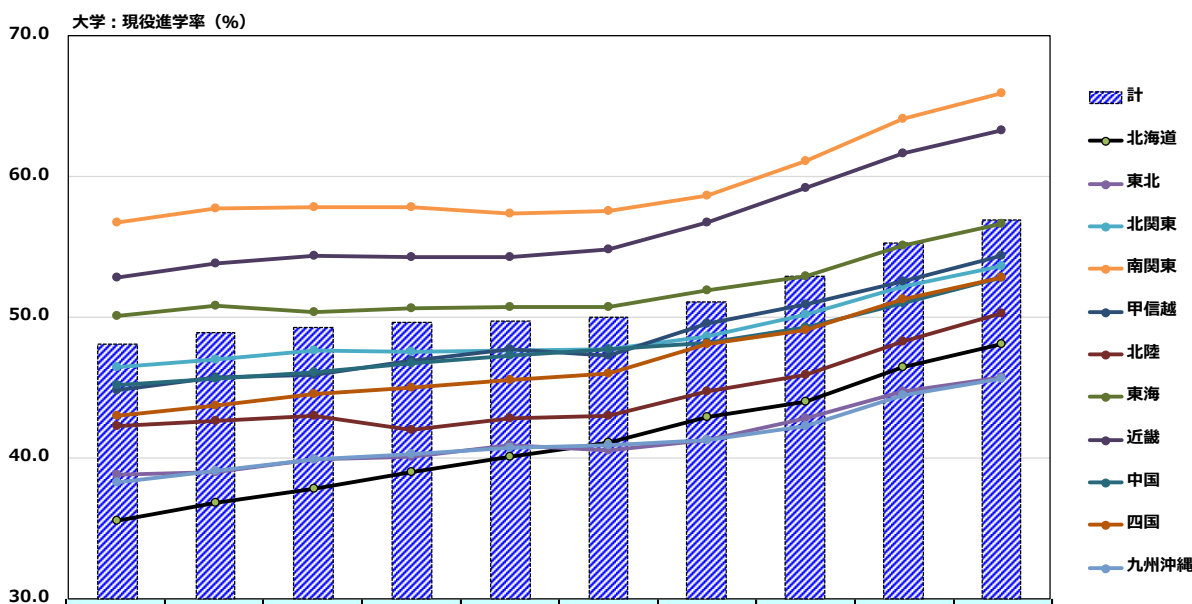
※データ元：文部科学省「学校基本調査」

【資料2】 大学進学率の推移（現役：エリア別：2014～2023年）

■ 2014年48.1%→2023年56.9%（8.8ポイント上昇）

- ・全体の大学進学率は2014年48.1%→2023年56.9%と、10年間で8.8ポイント上昇。
2019年から50%台の進学率となり、2022年には55%を超えた。
2016～2018年の3年間は横ばいのトレンド（49.3%→49.7%）。

- ・上昇が大きいのは、1位 北海道（135.5）、2位 四国（122.8）、3位 甲信越（121.4）。※注
 - ・上昇が小さいのは、1位 東海（113.0）、2位 北関東（115.5）、3位 南関東（116.2）。※注
 - ・2023年進学率が高いのは、1位 南関東（65.9%）、2位 近畿（63.3%）、3位 東海（56.6%）。
- ※注（）内は指数=2014年を100として算出



		2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
計	進学率	48.1	48.9	49.3	49.6	49.7	50.0	51.1	52.9	55.3	56.9
	指数	100.0	101.7	102.5	103.1	103.3	104.0	106.2	110.0	115.0	118.3
北海道	進学率	35.5	36.8	37.8	39.0	40.1	41.1	42.9	44.0	46.4	48.1
	指数	100.0	103.7	106.5	109.9	113.0	115.8	120.8	123.9	130.7	135.5
東北	進学率	38.8	39.0	39.9	40.1	40.9	40.5	41.3	42.8	44.7	45.7
	指数	100.0	100.5	102.8	103.4	105.4	104.4	106.4	110.3	115.2	117.8
北関東	進学率	46.4	47.0	47.6	47.5	47.6	47.7	48.6	50.2	52.2	53.6
	指数	100.0	101.3	102.6	102.4	102.6	102.8	104.7	108.2	112.5	115.5
南関東	進学率	56.7	57.7	57.8	57.8	57.4	57.5	58.6	61.1	64.1	65.9
	指数	100.0	101.8	101.9	101.9	101.2	101.4	103.4	107.8	113.1	116.2
甲信越	進学率	44.8	45.7	45.9	46.9	47.7	47.3	49.5	50.9	52.5	54.4
	指数	100.0	102.0	102.5	104.7	106.5	105.6	110.5	113.6	117.2	121.4
北陸	進学率	42.3	42.6	43.0	42.0	42.8	43.0	44.7	45.9	48.3	50.3
	指数	100.0	100.7	101.7	99.3	101.2	101.7	105.7	108.5	114.2	118.9
東海	進学率	50.1	50.8	50.4	50.6	50.7	50.7	51.9	52.9	55.1	56.6
	指数	100.0	101.4	100.6	101.0	101.2	101.2	103.6	105.6	110.0	113.0
近畿	進学率	52.8	53.8	54.4	54.3	54.3	54.8	56.7	59.2	61.6	63.3
	指数	100.0	101.9	103.0	102.8	102.8	103.8	107.4	112.1	116.7	119.9
中国	進学率	45.2	45.6	46.1	46.7	47.3	47.7	48.2	49.3	51.0	52.8
	指数	100.0	100.9	102.0	103.3	104.6	105.5	106.6	109.1	112.8	116.8
四国	進学率	43.0	43.7	44.5	45.0	45.5	46.0	48.1	49.1	51.3	52.8
	指数	100.0	101.6	103.5	104.7	105.8	107.0	111.9	114.2	119.3	122.8
九州沖縄	進学率	38.3	39.1	39.9	40.3	40.7	40.9	41.3	42.3	44.4	45.6
	指数	100.0	102.1	104.2	105.2	106.3	106.8	107.8	110.4	115.9	119.1

※データ元：文部科学省「学校基本調査」

【資料3】 本学の南関東地区（神奈川県、東京都、埼玉県、千葉県）出身の入学者数

	令和5年度	令和6年度	合計
入学者数（全体）	149	130	279
神奈川県の高専出身者数	44	36	80
東京都の高専出身者数	21	25	46
埼玉県の高専出身者数	8	2	10
千葉県の高専出身者数	4	6	10
南関東高専出身者数（計）	77	69	146
南関東出身率	51.7%	53.1%	52.3%

教 員 名 簿

学 長 の 氏 名 等						
調書 番号	役職名	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保有 学位等	月額基本給 (千円)	現 職 (就任年月)
1	学長	ムロフシ キミコ 室伏 きみ子 <令和5年4月>		医学博士		お茶の水女子大学 名誉教授 (平25.4) ビューティ&ウェルネス 専門職大学 学長 (令5.4)